熊谷支部例会研修

令和3年度税制改正

埼玉県税理士講師団 関東信越税理士会本庄支部 講師 松本純一

目 次

I 個	人所得課税		
(1)	住宅ローン控除の特例の延長、要件の緩和		1
(2)	住宅ローン控除の添付書類の一部緩和	•••••	2
(3)	同族会社が発行した社債の利子の課税の適正化		3
(4)	セルフメディケーション税制の見直し、延長	•••••	3
(5)	子育てに係る助成金等の非課税		5
(6)	退職所得課税の適正化		5
V/	-te-am av		
Ⅱ 資	産課税		
(1)	外国人に係る相続税等の納税義務の見直し	••••••	6
(2)	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充	•••••	8
(3)	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し		8
(4)	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し		10
(5)	非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の拡充		11
(6)	土地に係る固定資産税等の負担調整措置		12
Ⅲ法	人課税		
(1)	デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設	•••••	13
(2)	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設		15
(3)	大企業の税額控除不適用措置の見直し		16
(4)	給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し		17
(5)	中小企業における所得拡大税制の見直し		18
(6)	株式対価M&Aを促進するための措置の創設		20
(7)	中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設		21
(8)	中小企業者等の軽減税率の延長		22
(9)	中小企業者等の貸倒引当金の特例における法定繰入率の見直し	•••••	23
(10)	繰越欠損金の控除上限の特例の創設		24

目 次

IV á	内税環境整備			
(1)	税務関係	書類における押印義務の見直し かんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	•••••••••	• 25
参考	令和3年中に	適用される過年度税制改正	••••••••	• 26

I 個人所得課税

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の拡充

- ① 住宅の取得等で特別特例取得(その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等をいう。)に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及びその控除の控除期間の3年間延長の特例を適用することができる。
- (注)「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。
 - イ 居住用家屋の新築 … 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
 - ロ 居住用家屋で建築後使用されたことがないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 … 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間
- ② 上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が、 40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとする。

ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

- (注1)上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別 控除と同様とする。
- (注2) 上記①及び②について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置を講ずる。
- ③ 要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

④ 改正のポイント

- イ 令和元年度税制改正により導入された住宅取得に係る消費税の税率が10%である場合に控除期間を 13年間とする住宅ローン控除の特例が延長されました。
- ロ これまで合計所得金額が3,000万円以下の場合に床面積要件が50㎡以上の住宅が対象でしたが、今回の改正により合計所得金額が1,000万円以下の場合に床面積要件40㎡以上50㎡未満の住宅も対象となりました。

ハ 平成30年度分の会計検査院の報告の中に「租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について」の報告がありました。以下にその一部を抜粋したものを記載します。

『本院において住宅税制租税特別措置の適用状況を見たところ、前記のとおり、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた。また、新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に旧住居を譲渡し譲渡特例の適用を併用して受けていて、住宅ローンの控除特例と譲渡特例等の併用を制限している制度の趣旨に鑑みると合理的ではなく、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた。』

この報告により令和2年度税制改正において上記指摘事項の住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に旧住居を譲渡し譲渡特例の適用を受ける併用適用ができないように改正が入りました。

また、住宅ローンの金利が住宅ローン控除特例の控除率よりも低いという指摘事項についても控除率・ 控除のあり方について改正を踏まえた見直しが検討されています。

⑤ 適用時期

本改正は、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

⑥ 改正のまとめ

	改正前	改正後	
控除期間	原則:10年	原則:10年	
[特例:13年(消費税等の税率:10%)	特例:13年(消費税等の税率:10%)	
	合計所得金額 3,000万円以下	合計所得金額 1,000万円以下	
 所得要件(控除の適用を受	百司別侍並領 3,000万円以下	床面積 40㎡以上50㎡未満	
ける年分)・床面積要件	床面積 50㎡以上	合計所得金額 3,000万円以下	
	外面積 50 III 以上	床面積 50㎡以上	
	(コロナ特例)		
契約要件	注文住宅 令和2年9月30日までに契約	注文住宅 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約	
	分譲住宅等 令和2年11月30日までに契約	分譲住宅等 令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約	
入居要件	令和3年1月1日から令和3年12月31日までに入居	令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居	

(2) 住宅ローン控除の添付書類の一部緩和

① 税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をしたその 既存住宅等住宅の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、住宅借入金等を有 する場合の所得税額の特別控除の対象となる既存住宅等に含めることとする。

② 改正のポイント

中古住宅等を取得し住宅ローン控除を受ける場合に、最初の年分の確定申告書に不動産識別事項等を記載することで登記事項証明書の提出を省略できることになります。

なお、本改正は、住宅取得等資金に係る贈与税の特例についても同様の取り扱いとなります。

③ 適用時期

本改正は、令和4年1月1日以後に提出する確定申告書について適用されます。

(3) 同族会社が発行した社債の利子を分離課税から総合課税へ

① 同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係の ある個人及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。

また、その個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合 課税の対象とする。

(注)上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう。

② 改正のポイント

社債の利子は本来利子所得として分離課税の対象となりますが、同族会社の株主については、2社の同族会社を利用することで給与所得等の総合課税の対象となる所得から、利子所得として分離課税の対象とすることによる租税回避行為が想定されるため、課税の適正化を図る観点から、その同族会社が発行した社債の利子や償還差益のうち特殊の関係のある個人等の受けるものについて総合課税の対象とすることになりました。

③ 適用時期

本改正は、令和3年4月1日以後に支払いを受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

(4) セルフメディケーション税制の見直し、延長

- ① 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。
 - イ 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。
 - a 所要の経過措置(5年未満の必要範囲内)を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。
 - b スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチO

TC医薬品を除く。)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬 効程度)を対象に加える。

- (注)上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。
 - ロ 健康保険法等の規定に基づき行われる、健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を 行ったことを明らかにする書類(以下「取組関係書類」という。)については、確定申告書への添付又は確 定申告書の提出の際の提示を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、 その取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、その求めがあったときは、その適用を 受ける者は、その取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。
- (注)確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

② 改正のポイント

- イ セルフメディケーション税制の適用期限が5年間延長されました。
- ロ セルフメディケーション税制の対象となる医薬品について見直しが図られます。
- ハセルフメディケーション税制の適用を受ける場合の添付書類の要件が緩和されました。

③ 適用時期

- イ 医薬品の範囲の見直しに係る改正については、令和4年分以後の所得税について適用されます。
- ロ 取組関係書類の確定申告書への添付又は提出時の提示不要の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

④ 改正のまとめ

		改正前	改正後
適用期限		令和3年12月31日まで	令和8年12月31日まで
スイッチ 対象とな OTC医薬品		全て対象	療養の給付に要する費用の適正化の 効果が低いと認められるものを除外
る医薬品	非スイッチ OTC医薬品	全て対象外	療養の給付に要する費用の適正化の効果 が著しく高いと認められるものを追加
添付書類		取組関係書類の確定申告書への添付 又は提出の際の提示が必要	取組関係書類の確定申告書への添付 又は提出の際の提示は不要 ただし、税務署長の求めに応じ5年間 は提出又は提示の義務があります。

(5) 子育でに係る助成金等の非課税措置

① 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育でに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用料に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。

② 改正のポイント

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る以下のような助成等について非課税とします。

イ ベビーシッターの利用料に対する助成

- ロ 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ハ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- (注)上記の助成のほか、上記の助成と一体として行われる生活支援等の助成についても対象とされます。

③ 適用時期

本改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。

(6) 退職所得課税の適正化

- ① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者がその退職 手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払いを受けるものであって、特定役員退職手当 等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当 等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計 算上2分の1とする措置を適用しないこととする。
- ② 上記①の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置を講ずる。

③ 改正のポイント

退職所得は、給料の後払い的性格や功労報償的性格、老後の生活保障的性格を有することから退職所得課税については2分の1課税が行われてきましたが、近年の雇用の流動化にも配慮し、勤続年数5年以下の法人役員等以外の者についても退職控除額控除後の残額のうち、300万円を超える部分の金額については2分の1課税が適用されません。

④ 適用時期

本改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

⑤ 改正のまとめ

		改正前	改正後
役員等	5年以下	2分の1課税 適用なし	2分の1課税 適用なし
5年超		2分の1課税 適用あり	2分の1課税 適用あり
従業員	5年以下		300万円以下 2分の1課税 適用あり 300万円超 2分の1課税 適用なし
灰未貝	5年超	2月♥フ±床/児 .週/円のクク	2分の1課税 適用あり

計算式

(1) 収入金額

(2) 退職所得控除額 40万円×勤続年数

(70万円×勤続年数-600万円)

(3) 退職所得の金額

- ① (1)-(2)=××× >300万円 ∴一部1/2課税適用なし or ≦300万円 ∴全額1/2課税適用
- ② ×××-3,000,000=△△△ (1/2課税適用なし)
- ③ 3,000,000×1/2=1,500,000 (1/2課税適用)
- 4) 2+3

Ⅱ 資産課税

(1) 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

- ① 国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。
- (注)上記の「在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をいう。

② 改正のポイント

高度外国人材等の日本での就労を促進する観点から、外国人等に係る相続税又は贈与税の納税義務 について、居住期間にかかわらず、国外財産を課税対象としないこととなりました。

③ 適用時期

本改正の適用時期は税制改正の大綱に明記されていません。

④ 改正のまとめ

	相続人・受贈者等 国内に住所あり			国内に住所なし				
						日本国	経あり	
被相綱	続人・贈	自与者			一時的住所	10年以内に国内に 住所あり	10年以内に国内に 住所なし	日本国籍なし
	国内は	こ住房	听あり	国内•国外	財産全てに課税	国内・国外財産全てに	課税	
	4	う年 月	度改正		国内財産のみに課税		国内財産のみ	タに課税
国内	10年以	内に国日本	内に住所あり 短期非居 住贈与者	国内•国外	財産全てに課税	国内・国外財産全てに	課税	
に住所なし		精 な し _{内に国际}	非居住被相続人・ 贈与者 かに住所のない ・非居住贈与者		国内財産のみに課税		国内財産のみ	分に課税



	日本に滞在中に死亡等した外国人	相続人・受贈者が日本に居住	相続人・受贈者が外国に居住	
	(被相続人・贈与者)の滞在期間	(前15年以内の計10年以下)	相続八・文贈有 が外国に店住	
	相続・贈与前15年以内の国内居住	国内財産のみに課税	国内財産のカに調発	
改正前	期間の合計が10年以下	当的知 <i>生叨</i> 今(C昧枕	国内財産のみに課税	
以止刑	相続・贈与前15年以内の国内居住	国内・国外財産全てに課税	国内・国外財産全てに課税	
	期間の合計が10年超	国的 国外规定主义 (C联税	国的国外,在主气气味机	
	出入国管理及び難民認定法別表	国内財産のみに課税	国内財産のみに課税	
改正後	第一の在留資格(高度専門職、外	四个分/压000/10环/元	国内別生のみに味悦	
以止彼	交、医療、研究など)で居住	(国外財産に課税しない)	(国外財産に課税しない)	
	(居住期間を問わない)	(国外別座に転祝しない) (国外財産に誄祝しない 		

(2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

① 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における 非課税限度額を、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

	改正前	改正後
消費税等の税率10%が適用される良質な住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の良質な住宅用家屋の新築等(個人間取引等)	800万円	1,000万円

- (注)上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額とする。
- ② 受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下(従前:2,000万円以下)である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上(従前:50㎡以上)に引き下げる。
- (注)上記の改正は、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与 税の非課税措置についても同様とする。

③ 改正のポイント

- イ 親・祖父母等の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税枠を令和2年度の非課税枠の水準まで引き上げられました。
- ロ 税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をしたその既存住宅等住宅の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅は、本規定の対象となる既存住宅用家屋等に該当することとなります。
- ハ 床面積の比較的小さい住宅も非課税措置の対象とし、受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に、床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げられました。

また、この床面積要件の下限の引き下げは、「特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例」についても同様に改正されました。

④ 適用時期

- イ 上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与について適用されます。
- ロ 上記③ロの改正は、令和4年1月1日以後に提出する確定申告書について適用されます。

(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

① 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

- イ 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなす。
 - a 23歳未満である場合
 - b 学校等に在学している場合
 - c 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- (注)上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいう。(ロにおいて同じ。)
 - ロ 上記イにより相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。
 - ハ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。
 - 二 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、その申告書等 に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。
 - a 教育資金非課税申告書
 - b 追加教育資金非課税申告書
 - c 教育資金非課税取消申告書
 - d 教育資金非課税廃止申告書
 - e 教育資金管理契約に関する異動申告書

② 改正のポイント

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産加算するとともに受贈者が贈与者の孫等である場合には贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する見直しを行った上で、適用期限が2年延長されました。

また、教育資金の範囲について一定の基準を満たす保育料等が加えられ、申告書に記載すべき事項の提供方法について電磁的方法が認められました。

なお、今回の改正は、令和3年3月31日までにされた贈与等に対しては適用対象外となるため相続発生 時にいつされた贈与等であるのかを確認し、相続の対象となるのか否かや2割加算の適用の有無を判断 する必要があります。

③ 適用時期

- イ 上記①イ及び①ロの改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用 されます。
- ロ 上記①ハの改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。

④ 改正のまとめ

	改正前	改正後
適用期限	令和3年3月31日まで	令和5年3月31日まで
相続財産への加算		一定の受贈者を除き、経過年数にかか わらず管理残額を相続税の対象
相続税の2割加算	孫等に対する2割加算は適用なし	孫等に対する2割加算は適用あり

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ① 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を 講じた上、その適用期限を2年延長する。
 - イ 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、その贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。
- (注)上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいう。
 - ロ 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上(従前:20歳以上)に引き下げる。
 - ハ 本措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。
 - 二 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、その申告書等 に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。
 - a 結婚・子育て資金非課税申告書
 - b 追加結婚・子育て資金非課税申告書
 - c 結婚・子育て資金非課税取消申告書
 - d 結婚・子育て資金非課税廃止申告書
 - e 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

② 改正のポイント

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、 受贈者が贈与者の孫等である場合には贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する見直し を行った上で、適用期限が2年延長されました。

また、結婚・子育て資金の範囲について一定の基準を満たす保育料等が加えられ、申告書に記載すべき事項の提供方法について電磁的方法が認められました。

なお、今回の改正は、令和3年3月31日までにされた贈与等に対しては適用対象外となるため相続発生 時にいつされた贈与等であるのかを確認し、2割加算の適用の有無を判断する必要があります。

③ 適用時期

- イ 上記①イの改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。
- ロ 上記①ロの改正は、令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。
- ハ 上記①ハの改正は、令和3年4月1日以後に支払われる結婚・子育て資金について適用されます。

④ 改正のまとめ

	改正前	改正後
適用期限	令和3年3月31日まで	令和5年3月31日まで
相続税の2割加算	孫等に対する2割加算は適用なし	孫等に対する2割加算は適用あり
受贈者の年齢要件	20歳以上	18歳以上

(5) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の拡充

- ① 非上場株式等にかかる相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続 人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けること ができることとする。(イについては、一般制度についても同様とする。)
 - イ 被相続人が70歳未満(従前:60歳未満)で死亡した場合
 - ロ 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計 画に特例後継者として記載されている者である場合

② 改正のポイント

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度及び一般制度について、中小企業等の経営者が高齢化している現状を踏まえ、後継者に係る役員要件を緩和されました。

なお、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の一般制度については、中小企業等の経営者が70歳未満(従前:60歳未満)で死亡した場合に役員要件不要とする改正のみとなります。

③ 適用時期

本改正の適用時期は税制改正の大綱に明記されていません。

④ 改正のまとめ

				改正前	改正後
	60歳未満 60歳以上 60歳以上	444	役員	適用あり	適用あり
		者	役員でない	適用あり	適用あり
先代経営者等 である被相続		-	役員	適用あり	適用あり
人の死亡時の 年齢	70歳未満	該	役員でない	適用なし	適用あり
	70歳以上	当の	役員	適用あり	適用あり
		有無	役員でない	適用なし	適用あり※1

※1 後継者が特例承認計画に特例後継者として記載されている者である場合には適用があります。

また、相続発生前に後継者が特例後継者として記載された特例承認計画書の確認を受けた場合と相続発生後に後継者が特例後継者として記載された特例承認計画書の確認を受けた場合とで先代経営者等の年齢70歳以上の場合の適用の有無が変わりますのでご注意ください。

(6) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ② ①の負担調整措置の仕組みを継続の上で、令和3年度限りの措置として、次の措置を講ずる。
 - イ 宅地等(商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100% 未満の土地に限る。)及び農地(負担水準が100%未満の土地に限る。)については、令和3年度の課税 標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。
 - ロ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

④ 改正のポイント

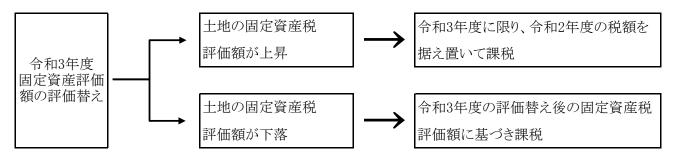
令和3年度は3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年になりますが、地価の上昇により固定資産税等の負担が急激に増えないよう令和3年度のみの課税標準額の据置措置及び負担調整措置の継続の措置が講じられました。

なお、固定資産税評価額を基にする不動産取得税や登録免許税、相続税の財産評価については3年に 一度の評価替え後の固定資産税評価額により計算する点にご注意ください。

⑤ 適用時期

- イ 上記①の改正は、令和3年度から令和5年度まで継続されます。
- ロ 上記②の改正は、令和3年度のみ適用されます。

⑥ 改正のまとめ



※ 都市計画税についても同様の特例措置が講じられます。

Ⅲ 法人課税

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

- ① 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応(仮称)の用に供するためにソフトウエアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウエアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る。)の支出をした場合には、次の措置を講ずる。(所得税についても同様とする。)
 - イ 取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%)の税額控除との選択適用ができることとする。
 - ロ 上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%)の税額控除との選択適用ができることとする。

ただし、税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。

(注1) 上記の「事業適応設備」とは、事業適応計画に従って実施される事業適応(生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供するために新設又は増設をするソフトウエア並びにそのソフトウエア又はその事業適応を実施するために必要なソフトウエアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。

- (注2)上記の「グループ」とは、会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループをいう。
- (注3) 対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円を限度とする。

② 改正のポイント

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、一定の事業適応計画に基づく「つながる」デジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革に向けた投資について、その投資額の特別償却(30%)又は税額控除(3%、一定の場合には5%)の選択適用を認める制度が創設されました。

なお、税額控除を選択した場合には、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除の控除税額と併せて当期の法人税額の20%を限度とします。

また、本制度は、地方税において特別償却を選択した場合には、全ての法人の法人住民税及び法人事業税について適用されるのに対し、税額控除を選択した場合には、中小企業者等の法人住民税についてのみ適用されますのでご注意ください。

さらに、大企業に対する税額控除不適用の措置について見直しが行われ、本制度も不適用の対象となる制度に含められました。

(注)上記の「中小企業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(発行済株式又は出資金額の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人等を除く。)及び資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいう。

③ 適用時期

本改正は、産業競争力強化法の改正施行の日から令和5年3月31日までの間に認定を受けた投資に対し 適用されます。(2年間の時限措置)

④ 改正のまとめ

適	用	対	象	者	
青色申	告書	を提	出了	する法。	人

	適	用	要	件
① 産業競	争え	力強	化法	らの改正により
創設される	事	業遃	i広記	計画(仮称)の
認定を受け	ける	こと		
② 事業適	応(仮移	尓) の	用に供する
ために必要	更な	事業	達適 原	芯設備の取
得等をし、	事業	業の.	用に	供すること

		事業適応設備(事業適応計画に従って		
		実施される国内にある事業の用に供す		
対象資産		るもので主務大臣の確認を受けたもの)		
		ソフトウエア、繰延資産、機械装置、		
		器具備品 (研究開発用資産を除く)		
	取得価額	投資金額の上限は、300億円		
選択	特別償却	取得価額×30%		
適用	税額控除	取得価額×3%(又は5% ※ 1)		
/11	/	法人税額×20%を限度 ※ 2		

- ※1 グループ外の事業者とデータ連携する場合
- ※2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除の控除額と併せて法人税額の20%を限度

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

① 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画(仮称) について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長 期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期 環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取 得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%(温室効果ガスの削減に著しく資するものにあっては、10%) の税額控除との選択適用ができることとする。

ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。(所得税についても同様とする。)

- (注1)上記の「中長期環境適応生産性向上設備」とは、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応(仮称)に用いられる一定の設備をいう。
- (注2) 上記の「中長期環境適応需要開拓製品生産設備」とは、中長期環境適応に用いられる製品であって、 温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する製品その他の我が国事業者による新たな需要 の開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備をい う。
- (注3)対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は500億円を限度とする。

② 改正のポイント

2050年までに温室効果ガスの排出を実質0にするという「2050年カーボンニュートラル」を達成するため、 脱炭素化効果の高い先進的な設備等への投資を促進する観点から、化合物パワー半導体等の生産設備 への投資や生産プロセスの脱炭素化を進める投資について、その投資額の特別償却(50%)又は税額控除 (5%、一定の場合には10%)の選択適用を認める制度が創設されました。

なお、税額控除を選択した場合には、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制による税額控除の 控除税額と併せて当期の法人税額の20%を限度とします。

また、本制度は、地方税において特別償却を選択した場合には、全ての法人の法人住民税及び法人事業税について適用されるのに対し、税額控除を選択した場合には、中小企業者等の法人住民税についてのみ適用されますのでご注意ください。

さらに、大企業に対する税額控除不適用の措置について見直しが行われ、本制度も不適用の対象となる 制度に含められました。

(注)上記の「中小企業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(発行済株式又は出資

金額の1/2以上を同一の大規模法人に所有されている法人等を除く。)及び資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいう。

③ 適用時期

本改正は、産業競争力強化法の改正施行の日から令和6年3月31日までの間に認定を受けた投資に対し 適用されます。(3年間の時限措置)

④ 改正のまとめ

適	用	対	象	者	
青色申	告書	を提	出了	ける法人	

適 用 要 件 ① 産業競争力強化法の改正により 創設される中長期環境適応計画 (仮称)の認定を受けること ② 中長期環境適応計画(仮称)に 従って導入される一定の設備等の 取得をし、国内にある事業の用に 供すること

		① 中長期環境適応生産性向上設備		
		(生産工程効率化等設備)		
		機械装置、器具備品、建物附属設備		
	対象資産	構築物		
		②中長期環境適応需要開拓製品生		
		産設備(需要開拓商品生産設備)		
		機械装置		
	取得価額	投資金額の上限は、500億円		
選択	特別償却	取得価額×50%		
適用	4台 岁百十九八个	取得価額×5%(又は10% ※ 1)		
)11	税額控除	法人税額×20%を限度 ※ 2		

- ※1 温室効果ガスの削減に著しく資するもの
- ※2 DX投資促進税制による税額控除の控除額と併せて法人税額の20%を限度

(3) 大企業の税額控除不適用措置の見直し

- ① 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする 措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。(所得税についても同様とする。)
 - イ 本措置の対象に、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除を加える。
 - ロ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に雇 用調整助成金及びこれに類するものを控除しないこととする。

② 改正のポイント

新たな税額控除制度の創設に伴い、大企業につき税額控除を受けられないとする措置について、適用される制度が追加されるとともに適用期限が3年延長されました。

また、大企業の判定3要件の1つである賃上げ要件について、支給額から雇用調整助成金及びこれに類するものを控除しないこととされました。

③ 適用時期

本改正は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間延長されました。

④ 改正のまとめ

	改正前	改正後
		① 研究開発税制
	① 研究開発税制	② 地域未来投資促進税制
適用税制	② 地域未来投資促進税制	③ 5G投資促進税制
	③ 5G投資促進税制	④DX投資促進税制
		⑤カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(4) 給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

① 給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度を見直し、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとする。

ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。(所得税についても同様とする。)

- (注1) 設立事業年度は対象外とする。
- (注2) 上記の「新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、上記の「新規雇用者比較給与等支給額」とは、前期の新規雇用者給与等支給額をいう。
- (注3)上記の「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。

ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とするとともに、地 方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要 の調整を行う。

(注4) 比較教育訓練費の額は、前期の教育訓練費の額とする。

(注5) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。

② 改正のポイント

コロナ禍において労働環境に大きな変化が見られる中で、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる措置を講ずることとされました。

さらに、上記に加え、教育訓練費を20%以上増加させた企業に対しては、税額控除率15%に5%上乗せ した20%で税額控除できることとされました。

③ 適用時期

本改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。(2年間の時限措置)

④ 改正のまとめ

			改 正 前	改正後		
適	適 賃上げに関す る要件 ②		適用年度の雇用者給与等支給額>前 期の雇用者給与等支給額	適用年度の雇用者給与等支給額>前 期の雇用者給与等支給額		
			適用年度の継続雇用者給与等支給額 ≧前期の継続雇用者給与等支給額× 103%	適用年度の新規雇用者給与等支給額> 前期の新規雇用者給与等支給額×102%		
件	件設備投資に関する要件		適用年度の国内設備投資額≧適用年 度の減価償却費の総額×95%	要件から削除		
	税額控除		(雇用者給与等支給額-前期の雇用者 給与等支給額)×15%(20%※)	控除対象新規雇用者給与等支給額× 15%(20%※)		
					※教育訓練費が20%増加した場合は5%上乗せ	※教育訓練費が20%増加した場合は5%上乗せ
			適用年度の法人税額×20%を限度	適用年度の法人税額×20%を限度		

(5) 所得拡大税制の見直し

① 中小企業における所得拡大税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。(所得税についても同様とする。)

イ 適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5 %以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5 %以上であることとの要件に見直す。

- ロ 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上あることとの要件に見直す。
- (注) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、次の見直しを行う。
 - a 上記イ及びロの要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。
 - b 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

② 改正のポイント

コロナ禍において労働環境に大きな変化が見られる中で、中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件の見直し(判定対象を前期及び当期にわたり給与等の支給を受ける継続雇用者への給与等の支給額から、国内の雇用者への給与等の支給額に見直されました。)を行った上で適用期限を2年間延長されました。

なお、雇用調整助成金及びこれに類するものの額については、雇用者給与等支給額から控除しないこと とされましたが、税額控除率を乗ずる基礎となる金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除 して計算した金額が限度となるため以下の比較計算が必要となります。

	前 期	当期
雇用者給与等支給額	10,000,000 円	14,000,000 円
雇用調整助成金	500,000 円	2,000,000 円

比較計算

(1) 雇用者給与等支給額の増加額

14,000,000 - 10,000,000 = 4,000,000

- (2) 限度額
 - ① 当期 14,000,000 2,000,000 = 12,000,000
 - 2) 前期 10,000,000 500,000 = 9,500,000
 - ③ 限度額 ① ② = 2,500,000
- (3) 控除率を乗ずる基礎金額

(1) > (2) $\therefore 2,500,000$

③ 適用時期

本改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。(2年間の時限措置)

④ 改正のまとめ

	改正前		改 正 前	改 正 後		
適用	① 賃上げに関す		賃上げに関す		適用年度の雇用者給与等支給額>前 期の雇用者給与等支給額	適用年度の雇用者給与等支給額≧前期
要件	る要件	2	適用年度の継続雇用者給与等支給額 ≧前期の継続雇用者給与等支給額× 101.5%	の雇用者給与等支給額×101.5%		
			(雇用者給与等支給額-前期の雇用者 給与等支給額)×15%(25%※)	(雇用者給与等支給額─前期の雇用者 給与等支給額)×15%(25%※)		
			※下記イ及びロの要件を満たす場合10%上乗せ	※下記イ及び口の要件を満たす場合10%上乗せ		
	税額控除		イ 適用年度の継続雇用者給与等支給額 ≧前期の継続雇用者給与等支給額× 102.5%	イ 適用年度の雇用者給与等支給額≧前 期の雇用者給与等支給額×102.5%		
			ロ 下記のいずれかを満たす場合	ロ 下記のいずれかを満たす場合		
			a 教育訓練費が10%以上増加	a 教育訓練費が10%以上増加		
			b 経営力向上計画の認定を受け、証明がされたこと	b 経営力向上計画の認定を受け、証明がされたこと		
			適用年度の法人税額×20%を限度	適用年度の法人税額×20%を限度		

(6)株式対価M&Aを促進するための措置の創設

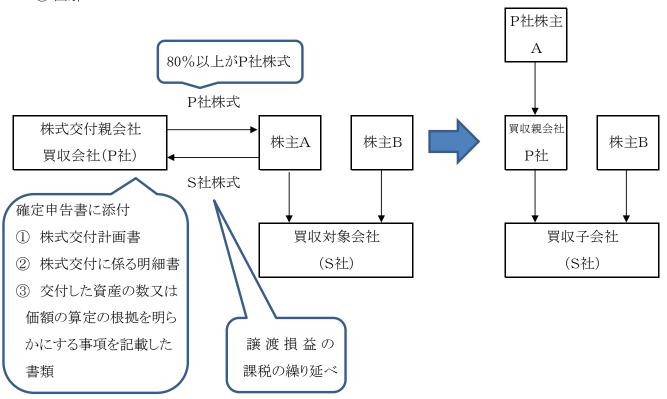
- ① 法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする。(所得税についても同様とする。)
- (注1) 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。
- (注2)株式交付親会社の確定申告書の添付資料に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える (株式交換及び株式移転についても同様とする。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産 の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。
- (注3) 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。
- ② 改正のポイント

自社株式を対価として行われる企業買収(M&A)につき、令和元年度の会社法の一部改正(令和元年12月4日成立)により創設された「株式交付制度」に税制が足並みを揃えた改正であり、企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、そのM&Aについて対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設されました。

③ 適用時期

本改正の適用時期は税制改正の大綱に明記されていませんが、会社法の適用時期が令和3年3月1日 (予定)であることから同時期になるものと想定されます。

4) 図解



(7) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

①中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)のうち同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、中小企業等経営強化法の経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限る。)の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得(購入による取得に限る。)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合(その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。)において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場

合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金に算入する。

(注)上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいう。

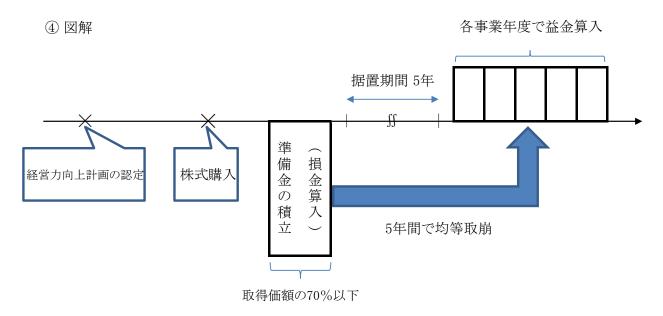
② 改正のポイント

M&A実施後に発生する中小企業特有のリスク(簿外債務、偶発債務等)に備えるため、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた事業者が株式譲渡によってM&Aを実施する場合(取得価額が10億円以下の場合に限る。)において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度の所得の金額の計算上、その事業年度の損金の額に算入されます。

この準備金は、その株式の全部又は一部を有しなくなった場合やその株式等の帳簿価額を減額した場合等に対応する金額を取り崩すほか、据置期間5年経過後の5年間で均等額を取り崩し各事業年度の益金の額に算入することとなります。

③ 適用時期

本改正は、中小企業等経営強化法の改正施行の日から令和6年3月31日までの間に経営力向上計画の 認定を受けた株式等の取得に対し適用されます。



(8) 中小企業者等の軽減税率の延長

① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

② 適用時期

本改正は、2年間延長され令和5年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

③ 改正のまとめ

		改 正 前			改 正 後					
法人の種類	所得金額	令和2年4月1日~	令和3年4月1日~	令和4年4月1日~	令和5年4月1日~	令和2年4月1日~	令和3年4月1日~	令和4年4月1日~	令和5年4月1日~	
		令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	〒和5年4月1日~	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	〒和5年4月1日~	
	年900年間以下	15%		1.00/			15%		1.00/	
中小法人 一般社団法人等	年800万円以下	(軽減税率)	19%			(軽減税率)	19%	
人格のない社団等	年800万円超		23.	20%		23.20%				
中小法人以外の普通法人	_		23.20%				23.	20%		
	年800万円以下	15%		100			15%		1 00/	
公益法人等 協同組合等	平800万円以下	(軽減税率)	19%			(怪減税率)	19%	
特定医療法人	年800万円超	19%				1	9%			

(9) 中小企業者等の貸倒引当金の特例における法定繰入率の見直し等

- ① 中小企業者等の貸倒引当金の特例について、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業(以下「割賦販売小売業等」という。④において同じ。)に係る法定繰入率を1,000分の7 (従前:1,000分の13)に引き下げる。
- ② 貸倒引当金について、割賦販売法の改正に伴い、その適用を受けることができる法人に同法の登録少額 包括信用購入あっせん業者に該当する法人を加え、その法人に係る対象となる金銭債権を同法の規定により基礎特定信用情報として指定信用情報機関に提供された支払時期未到来等の包括信用購入あっせんに 係る金銭債権とする。

② 適用時期

本改正の適用時期は税制改正の大綱に明記されていません。

③ 改正のまとめ

業種	改正前	改正後
卸売業及び小売業	10/1,000	10/1,000
製造業	8/1,000	8/1,000
金融業及び保険業	3/1,000	3/1,000
割賦販売小売業等	13/1,000	7/1,000
上記以外の事業	6/1,000	6/1,000

(10) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

- ① 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日 以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けたもののうちその 事業適応計画に従って同法の事業適応(仮称)を実施するものの適用事業年度において、特例対象欠損金 額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額(その所得の 金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。)の範囲内で損金算入で きることとする。
- (注1)事業適応は、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして一定の基準に該当するものに限る。
- (注2) 上記の「適用事業年度」とは、次のいずれにも該当する事業年度をいう。
 - a 基準事業年度(特例対象欠損金額が生じた事業年度のうち、その開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度をいう。)開始の日以後5年以内に開始した事業年度であること。
 - b 事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること。
 - c 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること。
- (注3)上記の「特例対象欠損金額」とは、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度(一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度)において生じた青色欠損金額をいう。
- (注4)上記の「累積投資残額」とは、事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の 繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいう。

② 改正のポイント

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢にデジタルトランスフォーメーション(DX)やカーボンニュートラル等、事業再構築等に係る投資を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額についてその投資額の範囲内で、最大5年間繰越欠損金の控除限度額を最大100%(現行:50%)とする特例が創設されました。

③ 改正のまとめ

特例の対象となる欠損金 の発生事業年度	繰越控除対象事業年度	欠損金の控除限度額
令和2年4月1日から令和3年4月1日		
までの期間内の日を含む事業年度	最大5年間	最大100%控除可能
(2年間)		

IV 納税環境整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し

- ① 提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。
 - イ 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書 類
 - ロ 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類
- (注1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。
- (注2)上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前において も、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

③ 適用時期

本改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

参考 令和3年より適用される過年度税制改正

I 個人所得課税

(令和2年度税制改正)

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

国外中古建物に係る不動産所得から生じた損失のうち減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされることになりました。

Ⅱ 資産課税

(令和2年度税制改正)

所有者不明土地に係る課税の強化

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の問題に対応するため以下の措置が講じられました。

- ① 現に所有している者の申告の制度化
- ② 使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができることとなりました。

Ⅲ 消費課税

(令和2年度税制改正)

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人に係る消費税の確定申告書の提出期限について、届出書の提出により1月延長されます。

IV 国際課税

(令和2年度税制改正)

外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し

V 納税環境整備・その他

(令和2年度税制改正)

利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化